

◎サポーターほっとニュース

「サポーターほっとニュース」では、障がい者サポーターとして登録された方の活動や、サポーター制度への期待を含めたコメントやお話などの情報を紹介していきます。

第2回目は、障害者差別解消法についてのお話です。

【第2回】障害者差別解消法ができました

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が制定されました（平成28年4月から施行されます）。

この法律は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

つまり、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しているのです。

それでは、この「障害を理由とする差別」とはどんなことを指すのでしょうか。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

例えば、「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、車椅子だからといってお店に入れないことなどは、障がいのない人と違う扱いを受けているので「不当な差別的取り扱い」に当たります（ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取り扱い」にならないこともあります。）。

また、災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると伝えたのに、必要な情報を音声でしか伝えないことや、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げないことなどは、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に

障害者差別解消法では、役所や会社・お店などがこうした差別をしてはいけ
ないと定めていますが、一人ひとりのすることや考えを罰するものではありません。しかし、一人ひとりが障がいについて理解し、差別をなくそうと努力し
ていくことが、障がいのあるなしに関わらず、全ての人がくらしやすい社会を
つくりあげていくのです。この法律がそうした一つのきっかけになることが期
待されています。

検索



そして、障がい者サポーター企業・団体も引き続き募集しています！興味のある企業・団体担当者の方は、熊本市障がい保健福祉課（096-328-2519）へご連絡ください。お待ちしております！